

不正競争防止に関連する諸法律の適用事例に関する考察

Study Concerning Case of Applying for Unfair Competition Prevention Acts

学籍番号：201121750

氏名：江貞瑤

Teiyou KOU

「工業所有権の保護に関するパリ条約」が制定されて以来、ずっと商標、商号などの知的財産権は不正競争防止の客体として保護されている。近年、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称などの無形財産が、次第に国際機構や諸国の法律により不正競争防止の客体と見なされるようになってきている。

日本の不正競争防止法は、知的財産法の一翼として、知的財産法で保護し切れないものを守っており、知的財産権の保護制度の重要な位置を占めている。

しかし、中国では、不正競争防止と知的財産権の密着的な関係がまだなかなか受け入れられていない。さらに、中国の「反不正競争法」が1993年に制定されてから、その後は現在に至るまで一度も改正されていない。市場が成熟するなかで、多様的で巧妙化する不正競争行為に対応できなくなっていることは事実である。知的財産法と反不正競争法の法的競合問題も発生し、司法の実務にさまざまな混乱を来しているの。

本論文は、文献調査を通じて、不正競争防止に関連する諸法律の適用事例を考察し、中国において、どのようにしたら望ましい法体系を構築することができるかについて検討し、不正競争防止に関連する法制度の法改正について考察するものである。

そこで、中国反不正競争法に規定する産地偽装と著名商標侵害行為に焦点をあて、知的財産法との関係を、事例を取り上げて検討し、日本の事例と比較検討を行い、産地偽装と未登録商標に関する法改正を提案した。

研究指導教員：松縄 正登

副研究指導教員：石井 夏利生